

○遠軽町特定委託業務共同企業体運用基準

平成28年4月28日

訓令第11号

改正 平成28年10月14日訓令第18号

1 基準の趣旨

この訓令は、業務の委託に当たり、特定委託業務共同企業体（以下「特定企業体」という。）を活用する場合の基準とすべき事項を定めるものとする。

2 運用基準

(1) 対象業務

大規模で技術的難度の高い業務を履行する際に、技術力等を結集することにより、安定した履行を確保する必要があると遠軽町建設工事請負業者資格審査会が判断した業務を対象とする。

(2) 結成方法

対象業務ごとに、自主結成とする。

(3) 特定企業体と単体企業との混合による競争入札等の取扱い

特定企業体と対象業務の履行能力を有すると認められる単体企業との混合による競争入札又は随意契約の相手方を特定する手続（以下「競争入札等」という。）を原則とする。ただし、特に大規模で技術的難度の高い特殊な業務は、特定企業体のみによる競争入札等とする。

(4) 特定企業体の要件

特定企業体は、次の要件を満たすものとする。

ア 構成員数は、2社又は3社であること。

イ すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であること。

ウ 対象業務ごとに定める要件を満たしていること。

(5) 構成員の要件

すべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

ア 対象業務に対応する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により町長が定めた契約の種類別の競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。

イ 遠軽町競争入札参加者指名停止事務処理要領（平成17年遠軽町告示第14号）第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 遠軽町の契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成25年遠軽町告示第11号）第3条の規定による競争入札への参加を除外されていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の遠軽町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

オ 競争入札等に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が特定企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

カ 単体企業又は他の特定企業体の構成員として競争入札等に参加する者でないこと。

キ 対象業務ごとに定める要件を満たしていること。

(6) 代表者の要件

代表者は、次の要件を満たすものとする。

ア 出資比率が構成員中最大であること。

イ 対象業務ごとに定める要件を満たしていること。

3 資格審査

(1) 公示

特定企業体により競争入札等を行おうとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公示し、これにより資格審査申請を行わせるものとする。また、資格審査申請があった場合は、適格事項を審査し、申請者にその結果を通知するものとする。

ア 業務名

イ 業務概要

ウ 資格審査申請の受付期間及び受付場所

エ 特定企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術要件等

オ その他町長が必要と認める事項

(2) 資格審査の提出書類

資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。

ア 特定委託業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 特定委託業務共同企業体協定書（様式第2号）

ウ その他町長が必要と認める書類

4 特定企業体の存続期間

委託契約を締結した特定企業体の存続期間は、当該契約の業務委託料の支払いが完了したときまでとする。

5 契約

(1) 特定企業体による委託契約書の相手方は、構成員の連名とする。

(2) 委託契約書には、特定委託業務共同企業体協定書の写しを添付させるものとする。

(3) 契約締結後、共同企業体編成表を提出させるものとする。

6 雑則

この訓令により難い特別な理由があるときは、その都度町長の承認を得て別段の定めをすることができる。

附 則

この訓令は、平成28年10月17日から施行する。

様式第 1 号

特定委託業務共同企業体
競争入札等参加資格審査申請書

年 月 日

遠軽町長 様

共同企業体の名称

特定委託業務共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊦

遠軽町が委託する次の業務の競争入札等に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

業 務 名	業務委託	
共同企業体構成員の 商号又は名称	所 在 地	資格 登録番号

添付書類

特定委託業務共同企業体協定書

様式第2号

特定委託業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 遠軽町委託に係る 業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）
- (2) 前号に付帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定委託業務共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行を完了するまでは解散することができない。

- 2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い委託契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務の委託料の変更があつても、この比率は変えないものとする。

(構成員名) %

(構成員名) %

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価する

ものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了のとき、当該業務について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 当該業務を受託するために要した経費を、構成員全員の同意により当該業務の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第8条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(履行途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち履行途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び委託者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(履行途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが履行途中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第18条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び委託者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため遠軽町長に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

特定委託業務共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟